

## 平成27年4月 認可審査施設および利用定員数

## 1 幼保連携型認定こども園

No.	施設名	認可 定員	利用定員			
			1号 認定	2号 認定	3号認定	
					1/2歳	0歳
1	聖霊女子短期大学附属幼稚園 保育園	110	68	24	14	4
2	秋田たいようこども園	250	172	41	29	8
3	土崎カトリックこども園	149	75	55	19	0
4	幼保連携型認定こども園 土崎幼稚園	100	90	10	0	0
5	認定こども園 山王幼稚園 保育園	400	254	86	48	12
6	勝平幼稚園・ひよこ保育園	145	92	32	18	3
7	けやき平こども園	137	93	12	28	4

## 2 小規模保育事業

No.	施設名	認可 定員	利用定員			
			1号 認定	2号 認定	3号認定	
					1/2歳	0歳
1	Kid's Patb! あきたルーム	16			11	5
2	エンジェルハウスかつひら	15			12	3
3	カナリヤベビー園	19			16	3
4	はなまる保育園	18			15	3
5	ぱんだ保育園	19			13	6
6	秋田みなと園	19			13	6
7	大町子供の家	18			12	6

## 3 事業所内保育事業

No.	施設名	認可 定員	利用定員			
			1号 認定	2号 認定	3号認定	
					1/2歳	0歳
1	託児所オランジェリー	26			20	6
2	すまいるほいくえん	20			16	4
3	ほっくんキッズハウス	20			15	5

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名：聖霊女子短期大学附属幼稚園・保育園  
 法人名：学校法人聖霊学園  
 代表者名：理事長 平垣 三子  
 所在地：秋田市南通みその町 5- 3  
 事業開始：平成 27年 4月 1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項												
<b>1 設備の基準</b>														
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	(適)・否	現在整備中の調理室は年度内に完成する。(付帯条件)												
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条、12条、附則5、6、11) 園舎：学級 180㎡、2学級以上 320+ 100× 学級数 - 2) 乳児室：1.65㎡× 満2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室：3.3㎡× 満2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡× 満2歳以上の園児数 園庭： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>A 保育所基準</td> <td>2歳以上児数× 3.3㎡ /人</td> </tr> <tr> <td>B 2歳児× 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  2歳児</td> <td>2歳児数× 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>  3～5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ・2学級以下</td> <td>330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td>    ・3学級以上</td> <td>400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準	2歳以上児数× 3.3㎡ /人	B 2歳児× 3.3㎡ + 幼稚園基準		2歳児	2歳児数× 3.3㎡	3～5歳児		・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡	・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡	(適)・否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準	2歳以上児数× 3.3㎡ /人													
B 2歳児× 3.3㎡ + 幼稚園基準														
2歳児	2歳児数× 3.3㎡													
3～5歳児														
・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡													
・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡													
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	(適)・否	積み木、絵本等が備えられている。												
<b>2 職員</b>														
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 :30:1。	(適)・否	必要数を満たしている。												
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	(適)・否	配置されている。												
<b>3 土地・建物の状況</b>														
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	(適)・否	土地、建物とも自己所有である。												
(2) 保育室が2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、別表)	(適)・否	常用階段、屋外滑り台等が整っている。												

4 教育および保育時間		
(1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	園則に規定しており、期間、時間とも適切である。
5 運営規程		
(1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定している。
6 食事		
(1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	調理室等を整備中。年度内に完成予定。
(2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	管理栄養士が献立を作成する。
(3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
7 保護者との連絡		
(1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園日より、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しておりそれを活用していく。
8 健康管理		
(1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施する。
9 認可定員		
(1)認可定員は適切か。 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名：秋田たいようこども園  
 法人名：学校法人峰本学園  
 代表者名：理事長 峰本保夫  
 所在地：秋田市大住三丁目 3番 4号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項												
<b>1 設備の基準</b>														
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	必要な設備を有している。												
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条、12条、附則5、6、11) 園舎：学級 180㎡、2学級以上 320+ 100× (学級数 - 2) 乳児室：1.65㎡ × 満2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室：3.3㎡ × 満2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡ × 満2歳以上の園児数 園庭： <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">A 保育所基準</td> <td style="padding: 2px;">2歳以上児数 × 3.3㎡ /人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2歳児</td> <td style="padding: 2px;">2歳児数 × 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3～5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・2学級以下</td> <td style="padding: 2px;">330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・3学級以上</td> <td style="padding: 2px;">400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人	B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準		2歳児	2歳児数 × 3.3㎡	3～5歳児		・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡	・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人													
B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準														
2歳児	2歳児数 × 3.3㎡													
3～5歳児														
・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡													
・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡													
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	積み木、絵本等が備えられている。												
<b>2 職員</b>														
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 :30:1。	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	必要数を満たしている。												
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	配置されている。												
<b>3 土地・建物の状況</b>														
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	土地、建物とも自己所有である。												
(2) 保育室が2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、別表)	<input checked="" type="radio"/> ・ 否	常用階段、屋外滑り台等が整っている。												

<b>4 教育および保育時間</b>		
(1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	園則に規定しており、期間、時間とも適切である。
<b>5 運営規程</b>		
(1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定している。
<b>6 食事</b>		
(1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	委託業者からの派遣職員が調理する。
(2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	委託業者の栄養士が献立を作成する。
(3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
<b>7 保護者との連絡</b>		
(1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園日より、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しており、それを活用していく。
<b>8 健康管理</b>		
(1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施する。
<b>9 認可定員</b>		
(1)認可定員は適切か。 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名：土崎カトリックこども園  
 法人名：学校法人秋田カトリック学園  
 代表者名：理事長 飯野耕太郎  
 所在地：秋田市土崎港南三丁目13番35号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項												
<b>1 設備の基準</b>														
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	(適) ・ 否	現在整備中の調理室は年度内に完成する。(付帯条件)												
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条、12条、附則5、6、11) 園舎：学級 180㎡、2学級以上 320+ 100× 学級数 - 2) 乳児室：1.65㎡× 満2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室：3.3㎡× 満2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡× 満2歳以上の園児数 園庭： <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">A 保育所基準</td> <td style="padding: 2px;">2歳以上児数 × 3.3㎡ /人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">    2歳児</td> <td style="padding: 2px;">2歳児数 × 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">    3～5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">        ・2学級以下</td> <td style="padding: 2px;">330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">        ・3学級以上</td> <td style="padding: 2px;">400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人	B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準		2歳児	2歳児数 × 3.3㎡	3～5歳児		・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡	・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡	(適) ・ 否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人													
B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準														
2歳児	2歳児数 × 3.3㎡													
3～5歳児														
・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡													
・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡													
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	(適) ・ 否	積み木、絵本等が備えられている。												
<b>2 職員</b>														
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 :30:1。	(適) ・ 否	必要数を満たしている。												
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	(適) ・ 否	配置されている。												
<b>3 土地・建物の状況</b>														
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	(適) ・ 否	建物は自己所有、土地は平成24年から20年間の賃貸契約を締結している。												
(2) 保育室が2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、別表)	(適) ・ 否	屋内階段、避難用滑り台が設置されている。												

4 教育および保育時間		
(1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	園則に規定しており、期間、時間とも適切である。
5 運営規程		
(1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定している。
6 食事		
(1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	調理室を今年度中に整備する。
(2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	栄養士を配置し、献立作成をする。
(3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
7 保護者との連絡		
(1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園日より、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しており、それを活用していく。
8 健康管理		
(1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施する予定である。
9 認可定員		
(1)認可定員は適切か。 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名：幼保連携型認定こども園 土崎幼稚園  
 法人名：学校法人加藤学園  
 代表者名：理事長 伊藤敬二  
 所在地：秋田市土崎港中央四丁目 5- 42  
 事業開始：平成 27年 4月 1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項												
<b>1 設備の基準</b>														
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	必要な設備を有している。												
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 条、12 条、附則 5、6、11) 園舎：学級 180㎡、2学級以上 320+ 100× 学級数 - 2) 乳児室：1.65㎡× 満 2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室：3.3㎡× 満 2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡× 満 2歳以上の園児数 園庭： <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">A 保育所基準</td> <td style="padding: 2px;">2歳以上児数 × 3.3㎡ /人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2歳児</td> <td style="padding: 2px;">2歳児数 × 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3～ 5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・2学級以下</td> <td style="padding: 2px;">330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・3学級以上</td> <td style="padding: 2px;">400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人	B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準		2歳児	2歳児数 × 3.3㎡	3～ 5歳児		・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡	・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人													
B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準														
2歳児	2歳児数 × 3.3㎡													
3～ 5歳児														
・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡													
・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡													
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	児童用机、児童用椅子、積み木、絵本、楽器等が備えられている。												
<b>2 職員</b>														
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 :30:1。	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	必要数を満たしている。												
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	配置されている。												
<b>3 土地・建物の状況</b>														
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	土地、建物とも自己所有。												
(2) 保育室が 2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条、別表)	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否	屋内、屋外階段等必要な設備は整っている。												



4 教育および保育時間		
(1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	園則に規定しており、期間、時間とも適切である。
5 運営規程		
(1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定している。
6 食事		
(1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	適・否	3歳未満児の受入がないため、自園調理は必須となっていない。
(2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	委託先(ハローランチ)の栄養士が、年齢に沿った献立を作成している。
(3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
7 保護者との連絡		
(1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園日より、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しておりそれを活用していく。
8 健康管理		
(1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施する。
9 認可定員		
(1)認可定員は適切か。 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名 : 認定こども園 山王幼稚園 保育園  
 法人名 : 学校法人山王学園  
 代表者名 : 理事長 加賀谷久人  
 所在地 : 秋田市山王中園町 4- 15  
 事業開始 : 平成 27年 4月 1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項																		
<b>1 設備の基準</b>																				
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	(適) ・ 否	必要な設備を有している。																		
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条、12条、附則5、6、11) 園舎 : 学級 180㎡、2学級以上 320+ 100× 学級数 - 2) 乳児室 : 1.65㎡ × 満2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室 : 3.3㎡ × 満2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室 : 1.98㎡ × 満2歳以上の園児数 園庭 : <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">A 保育所基準</td> <td>2歳以上児数 × 3.3㎡ /人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2歳児</td> <td>2歳児数 × 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3~5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・2学級以下</td> <td colspan="2">330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td>・3学級以上</td> <td colspan="2">400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準		2歳以上児数 × 3.3㎡ /人	B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準			2歳児		2歳児数 × 3.3㎡	3~5歳児			・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡		・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡		(適) ・ 否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準		2歳以上児数 × 3.3㎡ /人																		
B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準																				
2歳児		2歳児数 × 3.3㎡																		
3~5歳児																				
・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡																			
・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡																			
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	(適) ・ 否	積み木、絵本等が備えられている。																		
<b>2 職員</b>																				
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 :30:1。	(適) ・ 否	必要数を満たしている。																		
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	(適) ・ 否	配置されている。																		
<b>3 土地・建物の状況</b>																				
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	(適) ・ 否	自己所有																		
(2) 保育室が2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、別表)	(適) ・ 否	避難階段等必要な設備は備えられている。																		

<b>4 教育および保育時間</b>		
(1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	園則に規定しており、期間、時間とも適切である。
<b>5 運営規程</b>		
(1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定している。
<b>6 食事</b>		
(1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	自園調理して。
(2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	栄養士を2名配置し献立を作成している。
(3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
<b>7 保護者との連絡</b>		
(1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園日より、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しておりそれを活用していく。
<b>8 健康管理</b>		
(1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施している。
<b>9 認可定員</b>		
(1)認可定員は適切か。 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名：勝平幼稚園・ひよこ保育園  
 法人名：学校法人和洋学園  
 代表者名：理事長 高田屋敏夫  
 所在地：秋田市新屋松美ガ丘東町9-23  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項												
<b>1 設備の基準</b>														
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	(適)・否	現在整備中の調理室は年度内に完成する。(付帯条件)												
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条、12条、附則5、6、11) 園舎：学級 180㎡、2学級以上 320+ 100× (学級数 - 2) 乳児室：1.65㎡× 満2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室：3.3㎡× 満2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡× 満2歳以上の園児数 園庭： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>A 保育所基準</td> <td>2歳以上児数 × 3.3㎡ /人</td> </tr> <tr> <td>B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  2歳児</td> <td>2歳児数 × 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>  3～5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ・2学級以下</td> <td>330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td>    ・3学級以上</td> <td>400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人	B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準		2歳児	2歳児数 × 3.3㎡	3～5歳児		・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡	・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡	(適)・否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準	2歳以上児数 × 3.3㎡ /人													
B 2歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準														
2歳児	2歳児数 × 3.3㎡													
3～5歳児														
・2学級以下	330+ 30× (学級数 - 1)㎡													
・3学級以上	400+ 80× (学級数 - 3)㎡													
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	(適)・否	積み木、絵本等が備えられている。												
<b>2 職員</b>														
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 :30:1。	(適)・否	必要数を満たしている。												
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	(適)・否	配置されている。												
<b>3 土地・建物の状況</b>														
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	(適)・否	自己所有												
(2) 保育室が2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、別表)	(適)・否	常用階段、屋外滑り台が整っている。												

<b>4 教育および保育時間</b>		
(1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	期間、時間も適切である。
<b>5 運営規程</b>		
(1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定されている。
<b>6 食事</b>		
(1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	調理室等を整備中。年度内に完成予定。
(2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	栄養士1名を配置し、献立を作成する。
(3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
<b>7 保護者との連絡</b>		
(1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園日より、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しておりそれを活用していく。
<b>8 健康管理</b>		
(1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施する予定である。
<b>9 認可定員</b>		
(1)認可定員は適切か。 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名：けやき平こども園  
 法人名：学校法人伊東学園  
 代表者名：理事長 伊藤俊一  
 所在地：秋田市飯島字前田表248  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目(具体的な内容)	評価	特記事項												
<b>1 設備の基準</b>														
(1) 必要な設備が設けられているか。 (秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条) ※ 園舎および園庭を備えているか。 ※ 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 ※ 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。	(適)・否	必要な設備を有している。												
(2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 (秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条、12条、附則5、6、11) ※ ①園舎:1学級→180㎡、2学級以上→320+100×(学級数-2) ②乳児室:1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ③ほふく室:3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくする子の人数 ④保育室又は遊戯室:1.98㎡×満2歳以上の園児数 ⑤園庭: <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">A 保育所基準</td> <td style="padding: 2px;">2歳以上児数×3.3㎡/人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B 2歳児×3.3㎡+幼稚園基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">  2歳児</td> <td style="padding: 2px;">2歳児数×3.3㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">  3～5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">    ・2学級以下</td> <td style="padding: 2px;">330+30×(学級数-1)㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">    ・3学級以上</td> <td style="padding: 2px;">400+80×(学級数-3)㎡</td> </tr> </table> ※A又はBいずれか大きい方	A 保育所基準	2歳以上児数×3.3㎡/人	B 2歳児×3.3㎡+幼稚園基準		2歳児	2歳児数×3.3㎡	3～5歳児		・2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡	・3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡	(適)・否	必要な面積を満たしている。
A 保育所基準	2歳以上児数×3.3㎡/人													
B 2歳児×3.3㎡+幼稚園基準														
2歳児	2歳児数×3.3㎡													
3～5歳児														
・2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡													
・3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡													
(3) 園には必要な用具が備えられているか。 (秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条) ※ 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。	(適)・否	積み木、絵本等が備えられている。												
<b>2 職員</b>														
(1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 (秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) ※ 0歳児3:1、1、2歳児6:1、3歳児20:1、4歳以上児:30:1。	(適)・否	必要数を満たしている。												
(2) 必要な職員が配置されているか。 (秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条) ※ 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。	(適)・否	配置されている。												
<b>3 土地・建物の状況</b>														
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 ※ 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 ※ 賃料は適正な額であるか。	(適)・否	自己所有。												
(2) 保育室が2階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 (秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、別表)	適・否	平屋建てである。												

<b>4 教育および保育時間</b>		
(1) 教育および保育を行う期間および時間は適切か。 (秋田市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 教育週数は39週以上であるか。 ※ 教育時間は1日あたり4時間か。 ※ 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。	Ⓔ・否	園則に規定しており、期間、時間も適切である。
<b>5 運営規程</b>		
(1) 施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 (秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条)	Ⓔ・否	園則に規定している。
<b>6 食事</b>		
(1) 園内で調理しているか。 (秋田市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	園内に調理設備あり。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 (秋田市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓔ・否	栄養士を1名配置し献立を作成している。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 (秋田市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ アレルギーを持つ児童を把握しているか。 ※ 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓔ・否	国が定めるガイドライン等により対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 (秋田市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ 献立は毎月作成しているか。 ※ 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓔ・否	毎月作成する献立に基づき、調理。献立は保護者に周知する。
<b>7 保護者との連絡</b>		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 (秋田市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条) ※ 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 ※ 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓔ・否	現在も連絡帳を使用しており、それを活用していく。
<b>8 健康管理</b>		
(1) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) ※ 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓔ・否	毎月実施する。
<b>9 認可定員</b>		
(1) 認可定員は適切か。 ※ 建物の設備や人員配置に対して適切に設定されているか。	Ⓔ・否	適切に設定されてる。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：Kid's Patio! あきたルーム  
 代表者名：株式会社Think Education 代表取締役 田嶋夏枝  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市御所野地蔵田1-1-1  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目(具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) ※ 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 ※ 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	(適)・否	沐浴室は、現在の押入を改修し年度内に整備する。(付帯条件) 屋外遊技場は、近隣の公園を利用。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) ※ 乳児室又はほふく室1人あたり3.3㎡以上 ※ 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 ※ 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上	(適)・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) ※ 例: 児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	(適)・否	児童用椅子・机、手押し車、絵本、楽器、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) ※ 0歳児3:1、1、2歳児6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	(適)・否	必要数4人に対して8人配置されておりうち4人が有資格者である。無資格者4人については、市の研修を受講予定である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) ※ 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	(適)・否	すべて配置される。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 ※ 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	(適)・否	平成21年から同園を運営しており、代表者として適切である。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 ※ 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	(適)・否	株式会社として必要な資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 ※ 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 ※ 賃料は適正な額であるか。	(適)・否	契約は5年ごとの自動更新となっている。賃料も適正である。
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 ※ 連携先、内容、受入枠は適切か。	(適)・否	御所野幼稚園と連携を協議中。卒園児の利用定員分の連携施設を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) ※ 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	(適)・否	保育時間は確保されている。 8時～19時



<b>7 保育の内容</b>		
(1) 保育の内容は適切か。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) ※ 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	Ⓐ・否	年間指導計画を作成し保育を行っているが、より詳細な年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。(付帯条件)
<b>8 保護者との連絡</b>		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条) ※ 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 ※ 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓐ・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
<b>9 衛生管理等</b>		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	Ⓐ・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	Ⓐ・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 ※ やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	Ⓐ・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
<b>10 食事</b>		
(1) 調理室内で調理しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓐ・否	調理員を配置し自園調理をしている。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓐ・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ アレルギーを持つ児童を把握しているか。 ※ 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓐ・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ 献立は毎月作成しているか。 ※ 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓐ・否	毎月作成し、園内に掲示している。
<b>11 健康管理</b>		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	Ⓐ・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) ※ 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓐ・否	毎月実施している。
<b>12 定員</b>		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	Ⓐ・否	16人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：エンジェルハウスかつひら  
 代表者名：高橋摩美  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市新屋松美ガ丘北町16-28  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目(具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 <small>(秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条)</small> ※ 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 ※ 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	(適)・否	調乳場所を乳児室脇に設置する。(付帯条件)
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 <small>(秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条)</small> ※ 乳児室又はほふく室1人あたり3.3㎡以上 ※ 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 ※ 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上	(適)・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 <small>(秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条)</small> ※ 例：児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	(適)・否	絵本、楽器、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 <small>(秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条)</small> ※ 0歳児3:1、1、2歳児6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	(適)・否	必要数4人に対して6人配置されており、うち5人が有資格者である。無資格者1人については市の研修を受講予定である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 <small>(秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条)</small> ※ 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	(適)・否	すべて配置されてる。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 ※ 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	(適)・否	平成10年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 ※ 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	(適)・否	概ね1ヶ月分の資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 ※ 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 ※ 賃料は適正な額であるか。	(適)・否	自己所有。
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 ※ 連携先、内容、受入枠は適切か。	(適)・否	勝平幼稚園・ひよこ保育園と連携協定済。
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 <small>(秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条)</small> ※ 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	(適)・否	保育時間は確保されている。 7時～18時

<b>7 保育の内容</b>		
(1) 保育の内容は適切か。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) ※ 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	適・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
<b>8 保護者との連絡</b>		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条) ※ 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 ※ 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	適・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
<b>9 衛生管理等</b>		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	適・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	適・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 ※ やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	適・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
<b>10 食事</b>		
(1) 調理室内で調理しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	適・否	調理員を配置し自園調理をしている。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	適・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ アレルギーを持つ児童を把握しているか。 ※ 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	適・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ 献立は毎月作成しているか。 ※ 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	適・否	毎月作成し、園内に掲示している。
<b>11 健康管理</b>		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	適・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) ※ 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	適・否	毎月実施している。
<b>12 定員</b>		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	適・否	15人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：カナリヤベビー園  
 代表者名：有限会社又井学園  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市千秋北の丸5-64  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目(具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) ※ 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 ※ 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	(適)・否	設けられている。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) ※ 乳児室又はほふく室1人あたり3.3㎡以上 ※ 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 ※ 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上	(適)・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) ※ 例: 児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	(適)・否	絵本、楽器、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) ※ 0歳児3:1、1、2歳児6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	(適)・否	必要数5人に対して6人配置されており、そのうち4人が有資格者である。 無資格者2名については、市の研修を受講予定である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) ※ 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	(適)・否	すべて配置される。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 ※ 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	(適)・否	昭和52年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 ※ 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	(適)・否	概ね1ヶ月分の資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 ※ 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 ※ 賃料は適正な額であるか。	(適)・否	自己所有。
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 ※ 連携先、内容、受入枠は適切か。	(適)・否	旭川幼稚園と2名の連携が内定。卒園児の利用定員分の連携施設を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) ※ 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	(適)・否	保育時間は確保されている。 7時～18時

<b>7 保育の内容</b>		
(1) 保育の内容は適切か。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) ※ 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	Ⓐ・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
<b>8 保護者との連絡</b>		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条) ※ 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 ※ 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	Ⓐ・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
<b>9 衛生管理等</b>		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	Ⓐ・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	Ⓐ・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) ※ 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 ※ やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	Ⓐ・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
<b>10 食事</b>		
(1) 調理室内で調理しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓐ・否	調理員を配置し自園調理をしている。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	Ⓐ・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ アレルギーを持つ児童を把握しているか。 ※ 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	Ⓐ・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) ※ 献立は毎月作成しているか。 ※ 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	Ⓐ・否	毎月作成し、園内に掲示している。
<b>11 健康管理</b>		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 (秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	Ⓐ・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) ※ 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	Ⓐ・否	毎月実施している。
<b>12 定員</b>		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	Ⓐ・否	19人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：はなまる保育園  
 代表者名：有限会社ライフサービス秋田 代表取締役 澤田聡  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市山王三丁目 番 号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	①適・否	設けられている。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室 1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児 1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児 1人あたり3.3㎡以上	①適・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) 例：児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	①適・否	絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 0歳児3:1、1、2歳児6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	①適・否	必要数5人に対して4人配置されており、そのうち4人が有資格者である。 不足については有資格者の雇用が内定している。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	①適・否	すべて配置される。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	①適・否	平成16年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	①適・否	有限会社として必要な資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	①適・否	賃貸物件であり、年度内に一定の長期契約を締結する。(付帯条件)
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	①適・否	ふじ保育園と連携協議中。卒園児の利用定員分の連携施設を近隣にも確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	①適・否	保育時間は確保されている。 7時30分～18時30分

7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	①・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	①・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	①・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	①・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	①・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	調理員を配置し自園調理をしている。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	①・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	①・否	毎月作成し、園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	①・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	①・否	毎月実施している。
12 定員		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	①・否	18人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：ぱんだ保育園  
 代表者名：赤塚竜一  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市泉中央四丁目1-1  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	①・否	設けられている。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室 1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児 1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児 1人あたり3.3㎡以上	①・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) 例：児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	①・否	絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 0歳児3:1、1、2歳児6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	①・否	必要数5人に対して8人配置されており、そのうち5人が有資格者である。 無資格者3人については市の研修を受講予定である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	①・否	すべて配置されている。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	①・否	平成24年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	①・否	概ね1ヶ月分の資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	①・否	建物は自己所有。土地については、20年の賃貸借契約を締結済。
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	①・否	あきた中央保育園と名の受入について協定締結済。卒園児の利用定員分の連携施設を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	①・否	保育時間は確保されている。 7時00分～18時00分



7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	①・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	①・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	①・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	①・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	①・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	調理員を配置し自園調理とする。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	①・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	①・否	毎月作成し、園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	①・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	①・否	毎月実施する。
12 定員		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	①・否	19人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：秋田みなと園  
 代表者名：熊谷武  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市土崎港西三丁目8番14号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	①・否	沐浴室は、洗面所を改修して年度内に設置する。(付帯条件) 改修は貸し主了解済み。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室 1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は 2歳以上児 1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は 2歳以上児 1人あたり3.3㎡以上	①・否	現在 3歳以上児が利用している保育室を加えて対応する。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) 例：児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	①・否	歩行器、絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条) 0歳児 3:1、1、2歳児 6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	①・否	必要数 5人に対して7人配置されておりうち4人が有資格者である。 無資格者 3人については、市の研修を受講予定である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	①・否	すべて配置される。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	①・否	平成17年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	①・否	概ね1ヶ月分の資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	①・否	賃貸物件であり一定の長期契約を締結する。(付帯条件)
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	①・否	土崎幼稚園を連携施設とする。 卒園児の利用定員分の連携施設を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	①・否	保育時間は確保されている。 7時00分～18時00分

7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	①・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	①・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	①・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	①・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	①・否	医薬品を常備し、与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	調理員を配置し自園調理とする。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	①・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	①・否	毎月作成し、園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	①・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	①・否	毎月実施している。
12 定員		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	①・否	19人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：大町子供の家  
 代表者名：有限会社大町子供の家 取締役 相馬千春  
 事業種別：小規模保育事業 B型  
 所在地：秋田市大町五丁目 番 38号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	①・否	沐浴室は、洗面所を改修、調乳場所は乳児室内に年度内に設置する。(付帯条件)
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、第33条) 乳児室又はほふく室 1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児 1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児 1人あたり3.3㎡以上	①・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条及び第33条) 例：児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	①・否	歩行器、楽器、絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 0歳児3:1、1、2歳児6:1のほか、プラス1名が必要数。 このうち、1/2以上が保育士であること。	①・否	必要数5人に対して7人配置されておりうち4人が有資格者である。無資格者3人については、市の研修を受講予定である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	①・否	すべて配置されてる。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	①・否	昭和49年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	①・否	概ね1ヶ月分の資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	①・否	賃貸物件であり、年度内に一定の長期契約を締結する。(付帯条件)
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	①・否	第一ルンビニ園、若葉幼稚園、わかごま保育園と折衝中。卒園児の利用定員分の連携施設を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	①・否	保育時間は確保されている。 7時00分～18時00分

7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	①・否	年間指導計画は作成済み。 個別の指導計画を年度内に作成する。(付帯条件)
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得よう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。	①・否	連絡帳、園だより、献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	①・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	①・否	マニュアルは年度内に整備する。(指導事項)
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	①・否	医薬品を常備し、与薬依頼票を作成する。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	調理員を配置し自園調理している。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	①・否	管理栄養士が作成する公立保育所の献立を参考に作成する。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	①・否	アレルギー児が入所した際は、厚労省で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	①・否	毎月作成し、園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	①・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	①・否	毎月実施している。
12 定員		
(1) 定員は6人以上19人以下であるか。 (児童福祉法第6条の3第10項)	①・否	18人で、基準の範囲内である。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：オレンジリー  
 代表者名：株式会社プレステージインターナショナル 代表取締役 玉上進一  
 事業種別：保育所型事業所内保育事業  
 所在地：秋田市新屋島木町1-172  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理室、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	③・否	必要な設備は設けられている。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 1人あたり乳児室は1.65㎡、ほふく室は3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上	③・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 例：児童用椅子、机、手押し車、歩行器、絵本等。	③・否	椅子、机、絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 0歳児3:1、1、2歳児6:1。 定員が20人以上でありすべて有資格者であること。	③・否	必要数5人に対して9人配置されておりすべて有資格者である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	③・否	調理員は隣接するプレステージインターナショナルに配置。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	③・否	平成16年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	③・否	株式会社として必要な資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	③・否	自己所有
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	③・否	仁井田幼稚園と合意済み。卒園児の利用定員分の連携施設を近隣にも確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	③・否	保育時間は確保されている。 8:00~19:00

7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	③・否	年間指導計画を作成し保育を行っている。
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り 保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより 献立等を掲示、配付等しているか。	③・否	連絡帳、園だより 献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	③・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	③・否	保健計画を策定している。
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	③・否	医薬品を常備し 与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	③・否	プレステージインターナショナルで調理し搬入している。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	③・否	プレステージインターナショナルの栄養士が作成している。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	③・否	アレルギー児が入所した際は、国で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	③・否	毎月作成し園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	③・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	③・否	毎月実施している。
12 地域枠		
(1) 事業に必要な地域枠は確保されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条)	③・否	確保している。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：すまいる保育園  
 代表者名：医療法人正観会 理事長 皆河崇志  
 事業種別：保育所型事業所内保育事業  
 所在地：秋田市御野場四丁目3番4号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第44条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理室、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	③・否	必要な設備は設けられている。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第44条) 1人あたり乳児室は1.65㎡、ほふく室は3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上	③・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第44条) 例：児童用椅子・机、手押し車、歩行器、絵本等。	③・否	椅子、机、絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条) 0歳児3:1、1、2歳児6:1。 定員が20人以上でありすべて有資格者であること。	③・否	必要数4人に対して6人配置されておりすべて有資格者である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	③・否	すべて配置されている。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	③・否	平成27年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	③・否	医療法人として必要な資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	③・否	自己所有
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	③・否	あおぞら保育園、四ツ小屋幼稚園、仁井田幼稚園と合意済み。 卒園児の利用定員分の受入枠を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	③・否	保育時間は確保されている。 7:30~19:00



7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	③・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り 保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより 献立等を掲示、配付等しているか。	③・否	連絡帳、園だより 献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	③・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	③・否	国が定めるマニュアルにより対応しているが、今後は国と同様のマニュアルを作成し対応する。
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	③・否	医薬品を常備し 与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	③・否	調理員を配置し自園調理している。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	③・否	栄養士が作成している。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	③・否	アレルギー児が入所した際は、国で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	③・否	毎月作成し園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	③・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	③・否	毎月実施している。
12 地域枠		
(1) 事業に必要な地域枠は確保されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条)	③・否	確保している。

## 特定地域型保育事業 認可審査

施設名：ほっくんキッズハウス  
 代表者名：株式会社北都銀行 代表取締役 斉藤永吉  
 事業種別：保育所型事業所内保育事業  
 所在地：秋田市中通五丁目1番39号  
 事業開始：平成27年4月1日

審査項目 (具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 設備の基準</b>		
(1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 乳児室又はほふく室、保育室、調理室、沐浴室、調乳室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差し支えない。	Ⓐ・否	必要な設備は設けられている。
(2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 1人あたり乳児室は1.65㎡、ほふく室は3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上	Ⓐ・否	基準を満たしている。
(3) 保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 例：児童用椅子、机、手押し車、歩行器、絵本等。	Ⓐ・否	椅子、机、絵本、積み木等が備え付けられている。
<b>2 職員</b>		
(1) 保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 0歳児3:1、1、2歳児6:1。 定員が20人以上でありすべて有資格者であること。	Ⓐ・否	必要数4人に対して7人配置されておりすべて有資格者である。
(2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条) 保育従事者、嘱託医および調理員が配置されているか。	Ⓐ・否	すべて配置されている。
<b>3 事業者の状況</b>		
(1) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する要件を満たしているか。 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか。	Ⓐ・否	平成23年から同園を適切に運営している。
(2) 事業開始に必要な資金は確保されているか。 施設型給付費のおおむね1ヶ月分の資金があるか。	Ⓐ・否	株式会社として必要な資金を有している。
<b>4 土地・建物の状況</b>		
(1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。	Ⓐ・否	自己所有
<b>5 連携施設</b>		
(1) 事業に必要な連携施設は確保されているか。 連携先、内容、受入枠は適切か。	Ⓐ・否	聖霊幼稚園と合意済み。卒園児の利用定員分の受入枠を確保する。(付帯条件)
<b>6 保育時間</b>		
(1) 保育時間は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、事業を行う者がこれを決定する。	Ⓐ・否	保育時間は確保されている。 7:30~18:30

7 保育の内容		
(1) 保育の内容は適切か。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。	③・否	年間指導計画や個別の指導計画を年度内に作成する。 (付帯条件)
8 保護者との連絡		
(1) 保護者と密接な連絡を取り 保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより 献立等を掲示、配付等しているか。	③・否	連絡帳、園だより 献立の掲示等適切に行われている。
9 衛生管理等		
(1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条)	③・否	衛生管理に努めている。
(2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。	③・否	国が定めるマニュアルにより対応しているが、今後は国と同様のマニュアルを作成し対応する。
(3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。	③・否	医薬品を常備し 与薬依頼票も作成済みである。
10 食事		
(1) 調理室内で調理しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	③・否	調理員を配置し自園調理している。
(2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条)	③・否	栄養士が作成している。
(3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。	③・否	アレルギー児が入所した際は、国で定めるガイドラインに沿って対応する。
(4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。	③・否	毎月作成し園内に掲示している。
11 健康管理		
(1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条)	③・否	嘱託医により年2回実施している。
(2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 (児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。	③・否	毎月実施している。
12 地域枠		
(1) 事業に必要な地域枠は確保されているか。 秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条)	③・否	確保している。